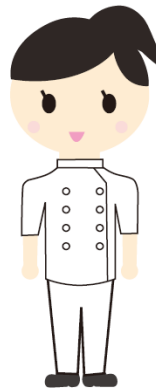
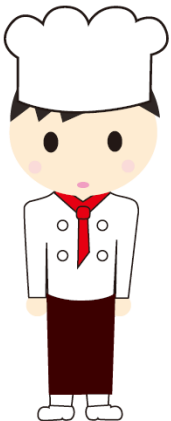
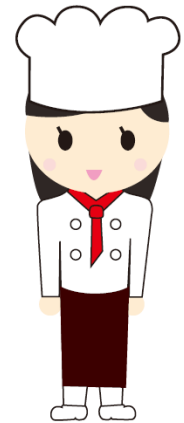
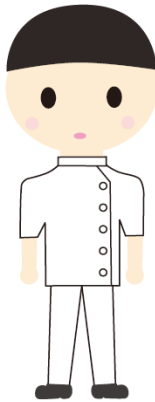




改訂案
(昨年からの変更点は赤字)

ひとりひとりが 幸せな社会のために

男女共同参画社会の実現を目指して 平成27年版データ



政策・方針決定過程への女性の参画

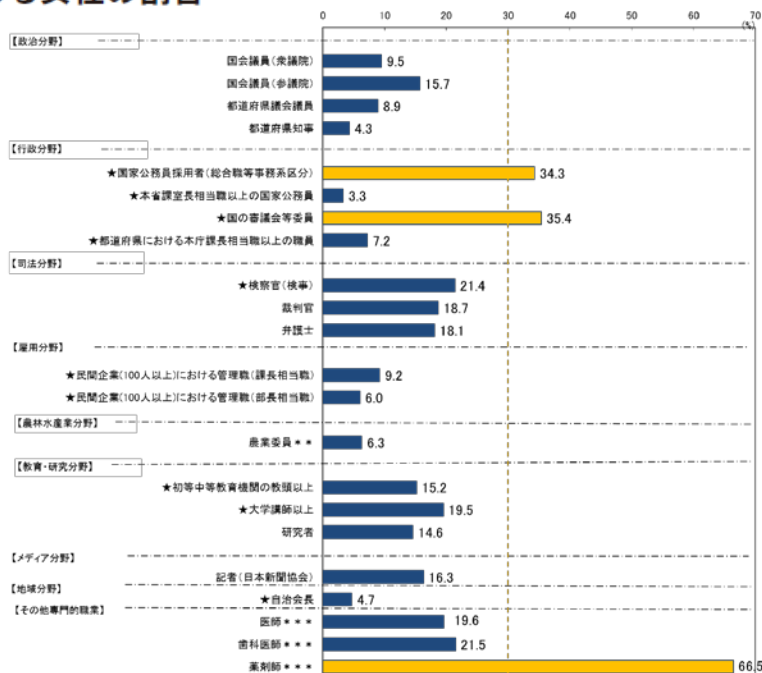
1 各分野における『指導的地位』に占める女性の割合

我が国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位（※）に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定していますが、現状値は未だ低い状況です。

（※）「指導的地位」の定義：
①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

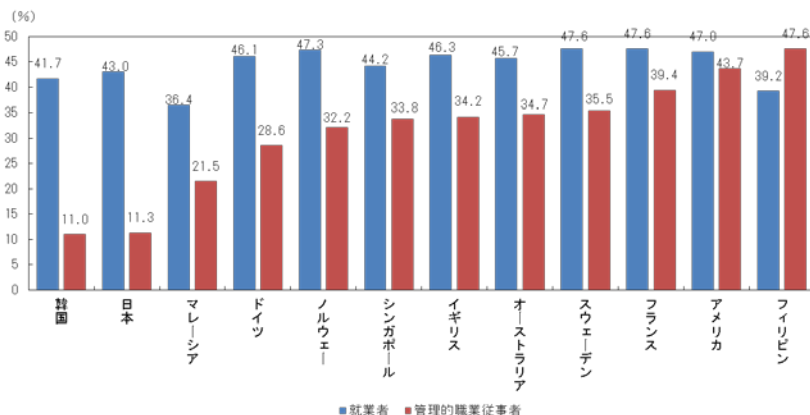
（備考）

1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成27年1月）より一部情報を更新。
2. 原則として平成26年値。ただし、*は27年値、**は25年値、***は24年値。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。



2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見ても低いのが現状です。



（備考）

1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成26年）、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。
2. 日本は平成26年、その他の国は2012（平成24）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

3 GGI (ジェンダー・ギャップ指数)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（※）から構成され、男女格差を測る指数です。

我が国は、142か国中104位（前回（平成25年）は105位）で、依然として政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が低い状況です。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.8165
5	デンマーク	0.8025
6	ニカラグア	0.7894
7	ルワンダ	0.7854
8	アイルランド	0.785
...	...	...
104	日本	0.6584

分野	順位	値
経済	102位	0.618
教育	93位	0.978
保険	37位	0.979
政治	129位	0.058

分野ごとの順位(日本)

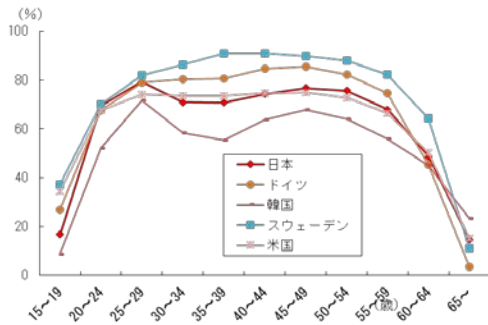
世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」より作成。

（※）各分野のデータ

- 経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の平等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
- 教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
- 保健分野：新生児の男女比率、健康寿命
- 政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

就業の分野における男女共同参画

1 M字カーブ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較と女性の就業希望者



我が国の女性の年齢階級別労働力率は、韓国同様いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

また平成26年には女性の非労働人口のうち303万人が就業を希望しておりそれが実現すれば労働力率の上昇につながります。

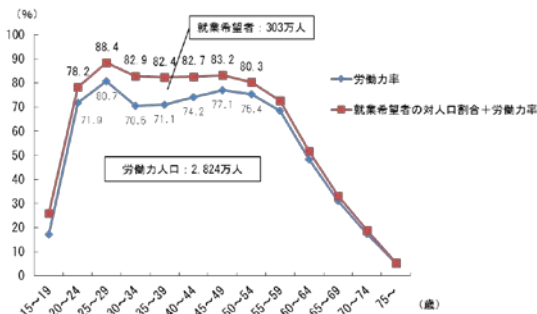
(備考)

- 1 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
- 2 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成25年）、その他の国はILO「LABORSTA」、"ILOSTAT"より作成。
- 4 日本は平成25（2013）年、その他の国は平成24（2012）年の数値

2 共働き世帯数の推移

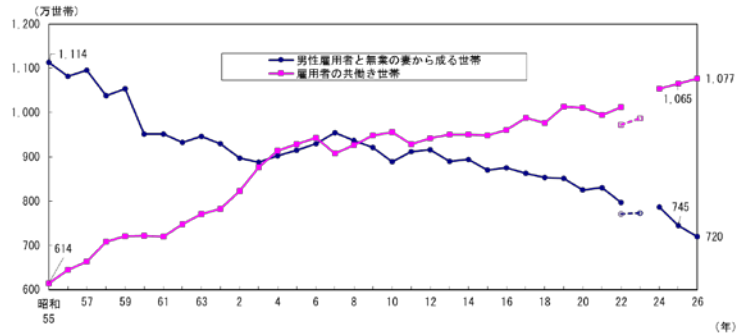
昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。

女性の就業希望者



(備考)

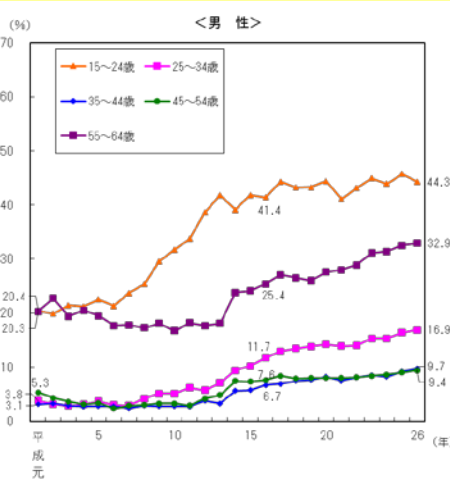
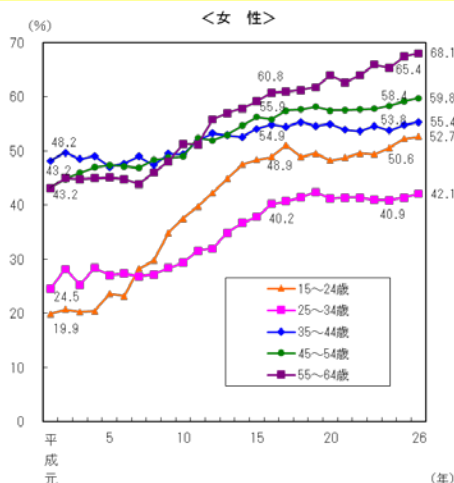
1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年）より作成。
2. 15歳以上人口に占める就業希望者の割合。
3. 「自営業主」には、内職者を含む。



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

3 非正規雇用比率の推移（男女別、年齢階級別）

男女ともにすべての年代で非正規雇用比率が高まっています。
女性の非正規雇用比率は56.6%、男性の場合は21.7%です（平成26年）。



(備考)

1. 平成元年から13年までは総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 非正規雇用者の割合＝（非正規の職員・従業員）／（正規の職員・従業員＋非正規の職員・従業員）×100。
3. 平成23年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が推計した値を用いている。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

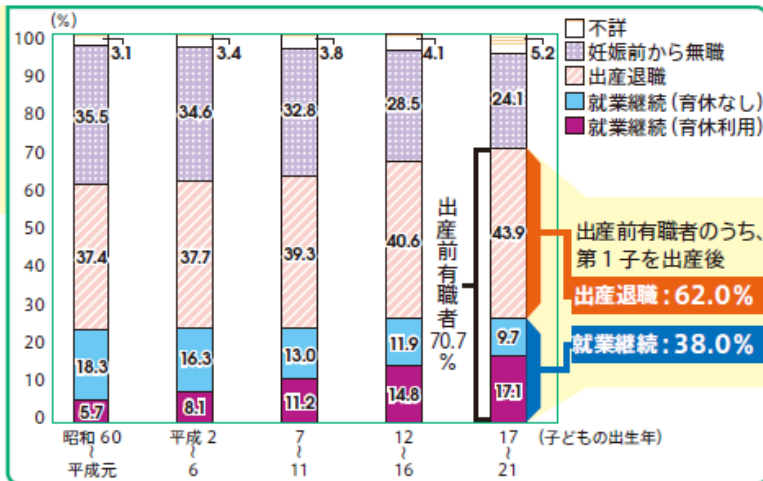
1 女性の就業継続をめぐる状況

子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

女性の就業継続については、依然として厳しい状況にあります。育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にありますが、第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職しています。

備考

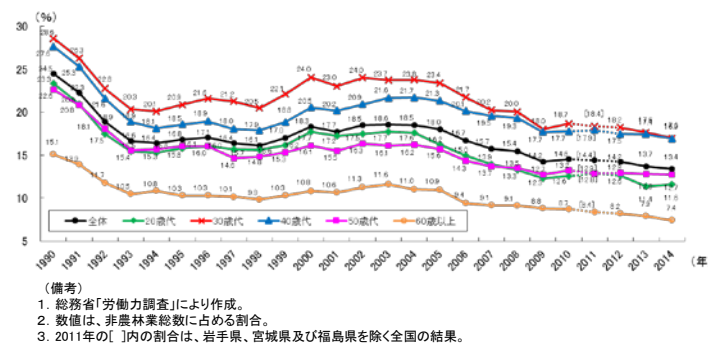
1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴：
 - 就業継続（育休利用）— 妊娠前無職→育児休業取得～子ども1歳時就業
 - 就業継続（育休なし）— 妊娠前無職→育児休業取得～子ども1歳時就業
 - 出産退職 — 妊娠前無職→子ども1歳時無職
 - 妊娠前から無職 — 妊娠前無職～子ども1歳時無職



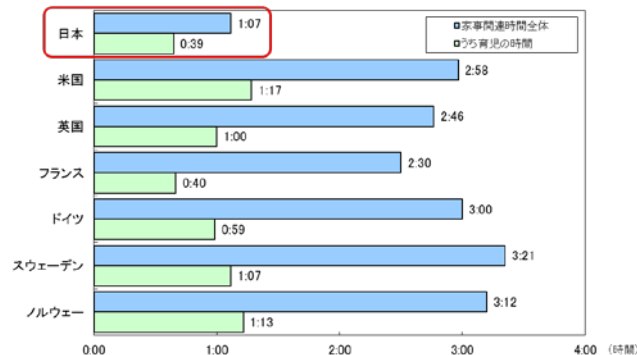
2 子育て期にある男性の家事・育児時間

男性の週労働時間は、減少傾向にあるものの、30代が他の年代に比べ高い水準となっています。また、育児期にある夫の一日あたりの育児時間は30分程度であり、加えて男性の育児休業取得率は2.03%と、女性の取得率83.0%に比べ低水準となっています（平成25年）。

週労働時間60時間以上の就業者の割合（男性・年齢別）



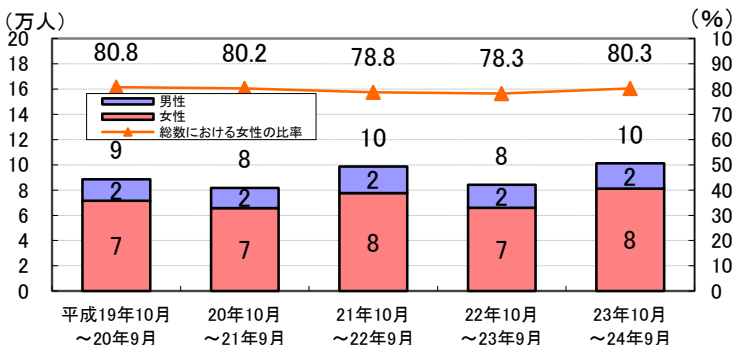
6歳未満児のいる夫の1日当たり家事・育児関連時間の国際比較



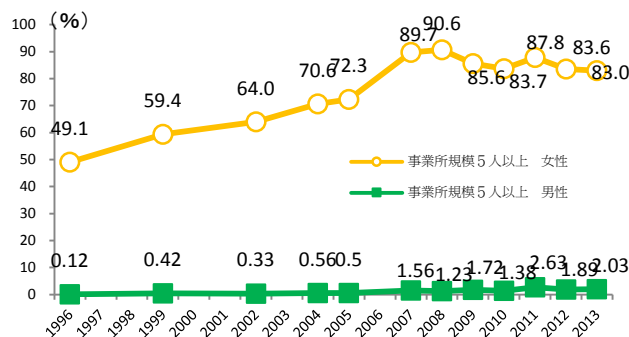
3 仕事と介護の両立

介護・看護を理由に離職・転職した人数

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は、平成23年10月～平成24年9月の1年間に10万人を超えており、また男女別では女性の割合が全体の約8割(80.3%)を占めています。



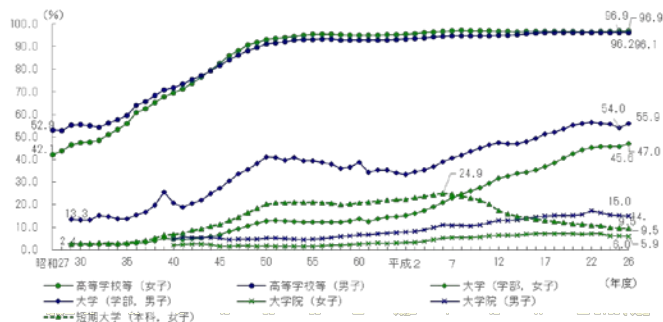
育児休業取得率の推移（男女別）



教育・研究分野における男女共同参画

1 学校種類別進学率の推移

女性の大学（学部）進学率は**47.0%**であり、短期大学への進学とあわせると、高等教育機関への進学率は**56.5%**となっています。学部進学率は上昇傾向にありますが、他の先進国と比較すると未だ低水準にあります。



【備考】1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. 高等学校等（中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のみ）は、高等学校等の本数・人数、高等学校等に入学した者の数と割合。ただし、進学率には、高等学校の通信制課程（本科）への進学率を含めない。
3. 大学（学部）、短期大学（本科）は、通年度卒業生を含む。大学（学部）は、短期大学本科入学者数（通年度卒業生を含む）を3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学率には、大学又は短期大学の通信制課程への入学率を含めない。
4. 大学（学部）進学率の算出は、進学した大学に入学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学率）。ただし、進学率には、大学の通信制課程への進学率を含めない。

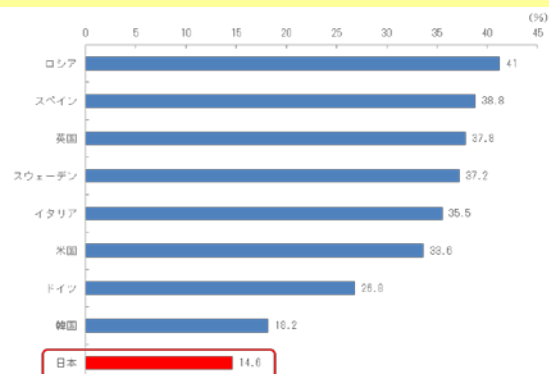
2 学部学生における男女別割合

女子学生の在籍数が多いのは社会科学分野である一方、理学、工学分野に在籍する女子学生は少なく、分野ごとに男女の偏りが見られます。

【備考】1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. その他等は「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。

3 研究者に占める女性割合の国際比較

我が国における研究者に占める女性の割合は**14.6%**にとどまっており、諸外国と比べて低いものとなっています。



【備考】1. EU諸国等の値は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。
2. 日本の数値は、総務省「平成26年科学技術研究調査報告」に基づく（平成26年3月31日現在）。
3. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2014」に基づく。

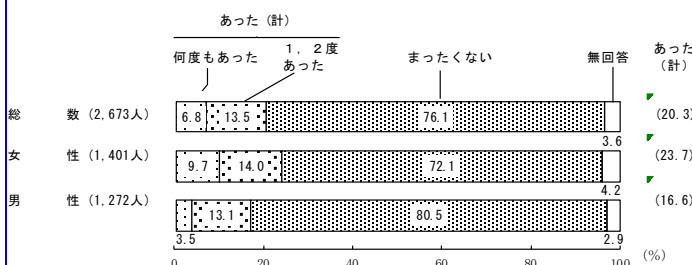
配偶者からの暴力

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「**経済的圧迫**」「**性的強要**」のいずれかを1つでも受けたことが「**何度もあった**」という人は、女性では**9.7%**、男性では**3.5%**となっています。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、年々増加しています。

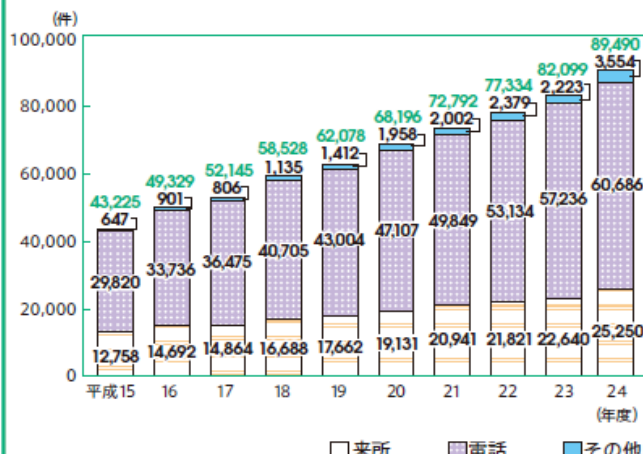


「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



【備考】1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
経済的圧迫: 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



備考
内閣府資料より作成。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

基本理念

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

第3次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月17日に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第3次基本計画では、15の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32(2020)年までを見通した施策の基本的方向性と平成27(2015)年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

重点分野

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 |
| 第2分野 | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 |
| 第3分野 | ★男性、子どもにとっての男女共同参画 |
| 第4分野 | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| 第5分野 | 男女の仕事と生活の調和 |
| 第6分野 | 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 |
| 第7分野 | ★貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 |
| 第8分野 | ★高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
| 第9分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第10分野 | 生涯を通じた女性の健康支援 |
| 第11分野 | 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 |
| 第12分野 | ★科学技術・学術分野における男女共同参画 |
| 第13分野 | メディアにおける男女共同参画の推進 |
| 第14分野 | ★地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 |
| 第15分野 | 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 |

経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設(★印)。

実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」全82項目を設定しています。

国際婦人年以降の国内外の動き		
		</

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義 (男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画に関する意識

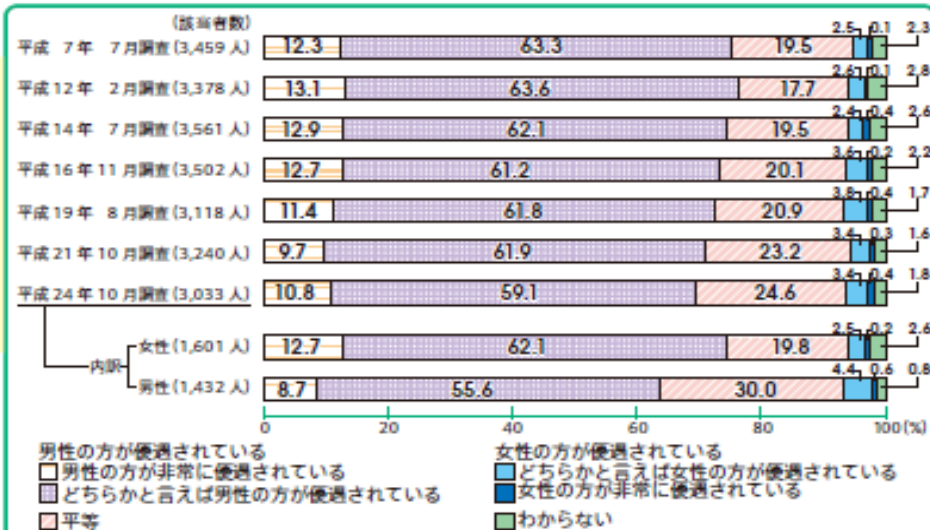
1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、69.8%が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

備考

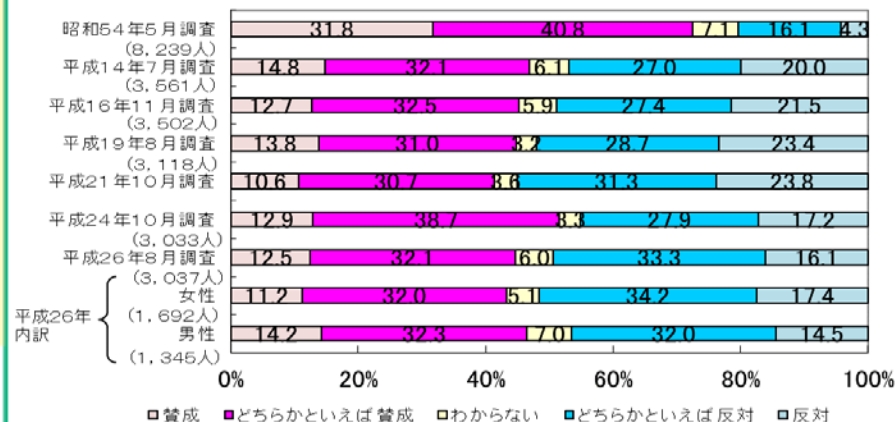
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)より作成。



2 固定的な性別分担意識<夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである>

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で明確に反対(「反対」+「どちらかといえば反対」)が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えました。

その後、24年調査では賛成が反対を上回りましたが、26年調査で再び反対が賛成を上回りました。



(備考)内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年8月)より作成

発行・編集

内閣府男女共同参画局
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03-6257-1356(直通)
FAX 03-3581-9566
URL <http://www.gender.go.jp/>



女子差別撤廃条約30周年 北京+20シンボルマーク シンボルマーク ワーク・ライフ・バランスの女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

より詳しいデータを掲載した男女共同参画白書、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートをご覧ください。